

郡山市公衆街路灯電気料補助金交付要綱

昭和54年1月30日制定

平成元年10月31日一部改正

[市民部市民安全課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年、郡山市規則第18号、以下「規則」という。）の規定に基づき、町内会等の自主的な地域活動を助長することを目的として、町内会等が維持管理している公衆街路灯電気料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 市民が各自の福祉向上を目的として、自主的に組織している町内会、自治会、部落会、その他の自治組織（商工業の振興を目的として組織された団体を除く。）
- (2) 公衆街路灯 夜間の犯罪防止及び通行の安全を図るため、道路及び通路等に設置してある街路灯で、町内会等が維持管理しているもの（装飾又は広告を目的とした街路灯で、町内会等以外の者がその電気料を負担しているもの及び他団体から電気料の助成を受けている街路灯を除く。）をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、以下に掲げる公衆街路灯の電気料とする。

- (1) 国・県など郡山市以外の公共団体及びそれに準ずる者が住宅などに付随して設置している公衆街路灯のうち、市防犯灯へ移管できないもので、市長が認めるもの
- (2) 市営住宅にあり、居住者が共同で負担する共益費等で電気料金が支払われている公衆街路灯で、市長が認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、町内会等が公衆街路灯の電気料として1月分から12月分までに支払った額に対し、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に規定する公衆街路灯については、電気料として1月分から12月分までに支払った額の全額とする。ただし、遅収加算額は除くものとする。
- (2) 第3条第2号に規定する防犯灯については、電気料として1月分から12月分までに支払った額（遅収加算額は除く）と同期間の公衆街路灯 A 契約により算出される電気料のいずれか低い額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、郡山市公衆街路灯電気料補助金交付申請書(別記様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年1月30日から試行する。
- 2 要綱第4条の規定にかかわらず、昭和53年度の補助金の額は、町内会等が公衆街路灯の12月分電気料として支払った額の12倍の額の100分の30以内で予算の範囲内で市長が定める額とする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月30日から施行し、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成元年10月31日から施行し、平成元年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第4条の規定にかかわらず、平成元年度の補助金の額は、町内会等が公衆街路灯電気料として4月分から12月分まで支払った額の全額とする。